

「家族労賃を認めて」請願が不採択 市長給与のカット条例も否決 自公が反対 総務常任委員会

鶴岡市議会12月定例会の総務常任委員会（尾形昌彦委員長）が12日開かれ、鶴岡民主商工会婦人が提出していた「所得税法第56条の廃止のための意見書提出を求める請願」が、新政クラブと政友公明の反対で不採択になりました。

国連女性差別撤廃委員会では2016年3月、「所得税法56条が家族従業女性の経済的自立を妨げていること」を懸念し、「所得税法の見直し」を日本政府に勧告しています。

残した56条が時代遅れであることを理解していません。日本共産党の菅井巖委員は賛成討論で、「商工振興と女性の活躍は市政の重要課題だ。それを後押しするこの請願は採択すべき」と求めました。

「行政責任」を明確化

同委員会では市長給与の30%カットの条例も、自公の反対で否決されました。

討論では新政クラブの小野寺佳克委員は、「公約の正当性が疑問。期間は6ヶ月でなぜ4年でないのか」と反対。菅井巖委員は、「新文化会館建設の『行政責任』を明確化し、これを出発点に、なぜ判断を間違えてきたのかを検証することが今後につながる」と賛成討論しました。

請願は、中小業者の家族従業者の「自家労賃」を、所得税法第56条が「事業主の配偶者とその親族が従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」と認めず、家族の人權を認めないこの規定の廃止を求めています。青色申告では「自家労賃の経費算入」を認めています。2014年から白色申告者を含む全事業者に帳簿記帳が義務化されたので、第57条（青色申告）による差別は認められないとしています。

新政クラブの石塚慶委員は反対討論で、「56条と57条はセットで、56条だけの廃止は整合性が無い」と発言。帳簿記帳の普及を目的にした青色申告制度の57条に反対をしているわけでは無いこと、個人単位の課税原則の例外として、個人事業主に戦前の世帯単位課税を

しました。



紹介議員となった加藤鉦一議員と請願者の民商婦人部（議会委員会室前で12/12）

総務常任委員会12/12（○賛成●反対）

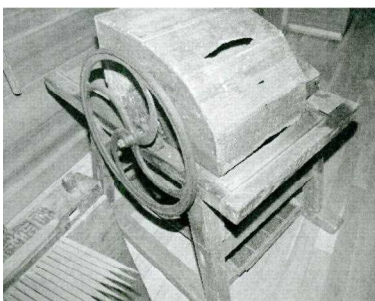
	新政クラブ		政友公明		共産党		市民クラブ	
	尾形昌彦	小野寺佳克	石塚慶	野村廣登	菅井巖	渡辺洋井	石井清則	
請願者の発言の許可	●	●	●	●	○	○	○	
所得税法第56条の廃止のための意見書提出を求める請願（鶴岡民商婦人部）	●	●	●	●	○	○	○	
皆川市長の給与カットの公約を実行するために、市長の給料月額を6ヶ月間3割削減	●	●	●	●	○	○	○	

※特急いなほ号、上越新幹線に関する請願は継続審査

東郡電気事業ものがたり ⑧

東田川郡電気事業の偉大なる軌跡
早坂清輔（上町）

（電動機の普及つづき）私が小学校4、5年の頃、家にもモートル（電動機）が架かり、今までは手廻しでの稲扱きや、「イチワイチワ」と音のする、2人で押し引きする籾摺りなどの人力での作業から、機械（電気）を使っての作業に驚いた。



（手廻し脱穀機）

その後の作業機械も改良・進化して、シャフトやプリーリーの操作で脱穀、粗すりだけでなく、精米や縄ない、乾燥機など農業電化の主役として活躍している。

③誘蛾灯の普及

昭和6年（1931）に八栄島と大和の2ヶ村が部落共同で誘蛾灯を実施し始め、昭和7年（1932）には管内14ヶ町村の75部落676灯に広がり、昭和8年（1933）には115部落2088灯へと普及された。



（戦前の誘蛾灯）

④指定補助金の毎年支出
東郡電気事業の利益から東田川郡育英会に毎年4000円（経緯については後に記す）、東田川郡在郷軍人連合会に同500円を支出した。

⑤無料灯
・軍人扶助家庭（戦没者の遺族）
・神社奉納灯
・警鐘台
・橋の公用街路灯
・町村役場
・駐在所
・夜警所
・消防ポンプ置場

⑥電灯・電力料金の値下げ
電灯と電力料金の値下げを昭和4年、6年、12年の3回にわたり実施した。

昭和4年（1929）には電灯料金を20〜24燭で月額5銭の値下げ。昭和6年（1931）には電灯料金を一般で月額5銭以上を値下げし、電力料金は20馬力まで平均45銭値下げした。

昭和12年（1937）には電灯と電力料金を8・4%値下げした。

⑦電気事業の復元運動
昭和20年（1945）の終戦により、電力の戦時利用から平時の生産体制利用に切り替えられ、旧事業団体に事業の返還運動が起こった。（つづく）

ジングスカンの末裔達 大相撲福岡場所が先月終わった。横綱3人 大関1人欠場。中日を過ぎた頃には既に白鵬の40回目の優勝が約束されたような面白くない場所だった。

ところが場外乱闘の二ユースが飛び出し、連日TVや新聞が賑やかになった。

10月26日未明の鳥取市内でのモンゴル出身力士等の飲み会での暴行事件である。日馬富士が貴乃花部屋の平幕貴ノ岩の、日頃の先輩力士への態度に注意し、貴ノ岩がスマートフォンを操作するなどした態度に日馬富士が激高し殴打したとされる。

数人の力士が同席していたのに、実力行使に入る前に、なぜ事前に雰囲気を知りて止めに出来なかったのか、私は大変不可解です。モンゴル出身といえれば元横綱の朝青龍も暴力事件を起こして引退に追い込まれた。相撲は人間本来の格闘技を様式化、格式化したスポーツであるが、

横綱土俵入りや審判役の行司に一々の所作、そして衣裳は神を司る宮司と殆ど変わりない、日本独自の文化である。「土俵の上には地位もあるぞ」「お金も敷き詰められているぞ」「早く関取へ駆け上がれ」「関取の地位へまっしぐら」ではないはずで

す。日本文化の神髄に迫る基本教育を、外国出身の力士だけでなく、日本の力士にも徹底した教育を施すべきと思います。

憲法25条、保障された最低限度の生活を守るための生活保護を事例で学ぶ

― 一 あらためて憲法を学ぶ 青山崇

本年2月、東京地裁は、生活保護費の過誤払い返還不要の判決を下した。生活保護費は、利用者が収入を役所に申告、役所はそれをもとに保護費を計算し支払う仕組みである。

2015年、東京都

読者から「JR藤島駅舎が雨漏りしている」この電話が加藤鉦一議員にありました。

藤島駅舎は2016年11月に改築されましたが、廊下と跨線橋階段つなぎ目の屋根の雨樋が、豪雨の際には飲み込めず溢れるため、廊下床が水浸しになるこのことです。



JR酒田駅に連絡が届いていますが、修繕が未定で対策が急がれます。

国連の役割

あれはどっちが挑発してんだもんだや、と言っ人がいました。アイシンクソウだが、あなたはどう思いますか。それは、トランプと北朝鮮のことです。

▲勿論、北朝鮮が核実験しロケットを飛ばすのは糾弾しなければなりません。これを止めさせようと六か国協議や国連の決議を守れと言っるのは、その通りですが、北の動きに初め戦艦を一つ・次には3つも出し、これでもかと今度は戦闘機をなん百機も出して戦争の練習とエスカレートだ。

▲加えて、経済的に締め上げる「制裁」とやらは、最高という言葉が積み上がる。「対話の為の対話は意味がない」という首相の言による

と、これの強化によって、相手が話し合いを求めてくるというのだ。

おり、全額返還を一律に義務付けるものではないこと。

2つは、福祉事務所判断で収入、生活実態などから返還させないことができること。

3つは、返還金が、法や社会通念上妥当でない場合は、無理な請求で違法であることである。

なお、鶴岡市の保護世帯800、人口に占める保護率7%ほど、全国の保護世帯は150万ほどである。

▲相手側も、どうすれば話し相手として認めてもらえるかと、あんな実験をしているんじゃないですか。北を非難しながら手を伸ばすロシア・中国ありだが、第一、手を変え品を変えの圧力で金正恩がマイツタと言っなど考えられますか。

▲このほど国連から話し合いに行った。もつと早く行けなかったんだらうかと思っのだが、やはり言われたようです。挑発しているのはアメリカだらうと。

▲あれは普通のガソリンじゃないから、油代がモツテネー。あんな数の戦闘機だから日本の基地からも飛び立っているだらうが、油代に私たちの年金を削り生活保護の加算金を削った金は入ってないんだらうか。でも、

▲やっと始まった話し合いだ。すこしは静かになってもらわないと。国連の役目は大事だヨ。(石川)

返還しなくていい

生活保護費過誤払い分

東京地裁判決

最低限度の生活できなくなる

完全勝利報告集会

生活保護費の過誤払い返還不要の判決

生活保護費は、利用者が収入を役所に申告、役所はそれをもとに保護費を計算し支払う仕組みである。

2015年、東京都